

③ 住宅等に関するもの（高齢者・障害者・要介護者等にかかるものは②を参照）

担当課	名称	概要	助成・補助金額等	対象者等	所得制限	補助金等に関して公表している市のウェブサイト・アドレス	根拠法令・要綱等
企画調整課	空き家再生等推進事業補助金	法人、団体等が実施する市内の空き家を、交流施設、文化施設、体験施設等の用途に10年以上活用する事業に要する経費に対し、補助金を交付するもの。 （目的：地域の活性化及び居住環境の整備改善）	(1-1) 伝統家屋を改修し、「となみブランド」の消費拡大及び販売促進に資する先導的な事業 ・補助率 補助対象経費の2/3 ・補助限度額 1事業当たり1,000万円 (1-2) 上記以外の補助対象事業 ・補助率 補助対象経費の1/2 ・補助限度額 1事業当たり350万円 (2) 補助率 補助対象経費の1/2 ・補助限度額 1事業当たり100万円	(1)地域（空き家がある地区自治振興会、自治会、町内会等の単位をいう。）の住民（5人以上）が主体となって構成する法人又は地縁団体 (2)上記以外の法人、団体又は個人 (3)市税等の滞納がないこと。	なし	<a href="http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1409885682.html">http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1409885682.html</a>	砺波市空き家再生等推進事業補助金交付要綱
社会福祉課	住宅災害見舞金	市民が火災又は自然災害により甚大な被害を受けたときに福祉厚生の上向上に寄与するため、住宅災害見舞金を支給するもの。	(1)全壊（全焼・流出・倒壊）10万円 (2)半壊（半焼）5万円 (3)部分壊（部分焼）1万円 (4)床上浸水 1万円	市の区域内において罹災した住宅で、罹災時において当該住宅に居住していた世帯（罹災時に砺波市住民基本台帳に記載されていたものに限る）の世帯主	なし	<a href="http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1428472060.html">http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1428472060.html</a>	砺波市住宅災害見舞金支給要綱
生活環境課	生ごみ処理容器等購入費補助金	一般家庭から排出される生ごみを自家処理するために、生ごみ処理容器等を購入した場合に購入費用の一部を補助するもの。	購入価格（本体価格）の1/3(100円未満切捨) 上限 (1)簡易生ごみ処理容器 3千円 (2)電気式生ごみ処理機 1万円	(1)市内に住所を有し、その居住する住所において設置する者 (2)市税等の滞納がない者	なし	<a href="http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1300858327.html">http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1300858327.html</a>	砺波市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱
農地林務課	生け垣設置補助金	花と緑に包まれた美しいまちづくり及び美しい景観の形成を推進するため、住宅、事業所等の所有者（国、地方公共団体等を除く）及び分譲宅地開発業者が生け垣の新設を行う場合に要する経費に対し、補助金を交付するもの。	生け垣植栽に要する樹木及び資材の購入費とし、補助金の額は、樹木等購入費に1/2を乗じて得た額とし、補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額  補助金の最高限度額は、次のとおり。 (1)10m以上50m未満の生け垣…5万円 (2)50m以上100m未満の生け垣…10万円 (3)100m以上150m未満の生け垣…15万円 (4)150m以上200m未満の生け垣…20万円 (5)200m以上の生け垣…30万円	(1)市内に敷地を所有し、若しくは使用する者又は市内において分譲宅地の開発行為を実施しようとする開発業者で、生け垣を設置し3箇月以内の次に掲げる敷地を有する者 ただし、1敷地につき、1回限りとし、分譲宅地開発敷地で分譲後の所有者が追加して設置する場合は、1回に限り対象とする。 (2)市税等の滞納がない者	なし	<a href="http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1342589700.html">http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1342589700.html</a>	砺波市生け垣設置補助金交付要綱
農地林務課	保存樹等の指定交付金	良好な景観を維持し、学術的に重要な樹木及び樹林を保存するため、保存樹及び保存樹林として指定を受けようとする者に対し指定交付金を交付するもの。	保存樹 5,000円  保存樹林 100～1,000㎡ 10,000円 1,000～2,000㎡ 20,000円 2,000㎡以上 30,000円  屋敷林 10,000円  生け垣（延長30m以上） 10,000円	保存樹の指定を受けた者。	なし		砺波市保存樹等の指定に関する要綱
企画調整課	定住促進空き家利活用補助金（三世同居推進事業）	「砺波市空き家情報バンク」に登録されている家屋を活用する者に対し、改修等経費及び家賃の一部を助成するもの。 （目的：定住人口の増加及び地域活性化に結びつく市内の空き家の活用を促進）	●空き家を購入する場合 (1)空き家を購入し改修する場合 改修等経費の1/2（限度額50万円） (2)空き家を購入し三世同居・近居するために改修する場合 ・三世同居 改修等経費の3/4（限度額200万円） ・三世同居 改修等経費の3/4（限度額100万円）  ●空き家を賃借する場合 ・家賃月額1/2（限度額1万円）、交付期間は2年間  ●空き家を提供する場合 ・空き家を賃貸（提供）するために改修する場合 改修等経費の1/2（限度額20万円）	空き家情報バンクを利用して購入した住宅を改修する者で、次の要件を満たす者 (1)原則、市内業者による主要構造物の改修等 (2)当該住宅に住居登録し、10年以上居住する意思がある。 (3)三世同居の場合は、同居・近居すること。 (4)申請者及び対象住宅のいずれもが、過去にこの補助金の交付を受けていない。 (5)市税等の滞納がない。  空き家情報バンクを利用して賃貸する者で、次の要件を満たす者 (1)市外に住所を有する者で、宅建業者の仲介により、当該住宅を借り上げ家賃を支払う。 (2)5年以上居住する意思がある。 (3)申請者及び対象住宅のいずれもが、過去にこの補助金の交付を受けていない。 (4)市税等の滞納がない。  空き家情報バンクを利用して賃貸するために住宅を改修する所有者等で、次の要件を満たすもの (1)原則、市内業者による主要構造物の改修等 (2)宅建業者の仲介により、当該住宅を5年以上賃貸する意思がある。 (3)申請者及び対象住宅のいずれもが、過去にこの補助金の交付を受けていない。 (4)市税等の滞納がない。	なし	<a href="http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1459243768.html">http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1459243768.html</a>	砺波市定住促進空き家利活用補助金交付要綱

都市整備課	三世代同居・近居住宅支援事業 (三世代同居・近居推進事業)	三世代同居・近居住宅の新增改築工事費の一部を補助するもの。	三世代同居 対象工事の1/10 (上限20万円)  三世代近居 対象工事の1/20 (上限10万円)	三世代同居・近居のための住宅の新築工事等(建売住宅又は中古住宅の購入を含む。)又は既存住宅の増改築工事(リフォーム工事を含む。)を行う者であって、次の要件を満たす者。 (1)当該三世代家庭の全員が、市内に住所を有していること。 (2)新築工事等又は既存住宅の増改築工事の契約者であること。 (3)三世代家庭の全員が、市税等を滞納していないこと。 (4)三世代家庭の全員が、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。 (5)砺波市定住促進空き家活用補助金の交付を受けていないこと。 (6)当該補助金の交付決定後、3年以上三世代同居・近居を継続すること。		<a href="http://www.city.tonami.toyama.jp/info/1429112402.html">http://www.city.tonami.toyama.jp/info/1429112402.html</a>	砺波市三世代同居・近居住宅支援事業補助金交付要綱
都市整備課	木造住宅耐震改修支援事業費補助金	地震発生時における木造住宅の倒壊などの災害を防止するため、県と連携して木造住宅の耐震技術基準に適合した「耐震改修(部分改修も含む)」に要する工事費の一部を補助するもの。  【対象となる住宅】 (1)木造の1戸建て、階数が2階以下のもの (2)建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの (3)在来軸組工法によるもの (4)違法建築物でないもの	対象耐震改修工事費の8割の額(補助限度額100万円) ※建物全体を耐震改修した場合に限り、所得税額の特別控除と固定資産税額の減額措置あり。	市内に住所を有し、市税等の滞納が無いこと。	なし	<a href="http://www.city.tonami.toyama.jp/info/1300951213.html">http://www.city.tonami.toyama.jp/info/1300951213.html</a>	砺波市木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付要綱
上下水道課	浄化槽設置整備事業補助金	生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、下水道未整備区域において浄化槽を設置しようとする者に対して、補助金を交付するもの。	5人槽 40万円 6人槽及び7人槽まで 50万円 8人槽から10人槽まで 65万円 11人槽から20人槽まで 100万2千円 21人槽から30人槽まで 154万5千円 31人槽から50人槽まで 212万9千円	(1)下水道未整備区域であること。 (2)市税等を滞納していないこと。	なし	<a href="http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1300855323.html">http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1300855323.html</a>	砺波市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱
上下水道課	水洗便所等改造資金利子補給金	下水道法に基づく処理区域内における、くみ取り便所から水洗便所への改造工事及びこれに伴う排水設備工事等において、排水設備を設置する者が市長が指定する特定金融機関から改造資金を借り入れた場合に、その改造者に対して利子補給金を交付するもの。	(1)利子補給金の額は、改造者が特定金融機関に支払った利子額(延滞利子額は除く。)に相当する額とし、3年間で10万円を限度とする。 (2)利子補給の対象となる借入資金の限度額は100万円とする。 (3)利子補給の期間は、3年間で限度とする。	(1)特定金融機関から改造資金の貸し付けを受けていること。 (2)市税及び下水道受益者負担金等を滞納していないこと。 (3)本市の処理区域内における家屋の所有者又は家屋の使用者であって改造について所有者の同意を得ているものであること。	なし	<a href="http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1490604102.html">http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1490604102.html</a>	砺波市水洗便所等改造資金利子補給金交付要綱